

提案事項 第1号提案

2024年度 事業計画及び収支予算について

定款第41条第1項の規定により、2024年度の事業計画書、正味財産増減予算書（収支予算書）、資金調達及び設備投資の見込みについて、資料1から資料3のとおりとすることを提案します。

また、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会経理規程第31条第2項の規定により2024年度の借入限度額について資料4のとおりとすることを提案します。

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第41条 協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 経理規程

第31条 前条に定める収入により、なお資金が不足する場合、又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達するものとする。

2 金融機関等からの借入による資金の調達は、理事会の承認を受けた範囲内で経理責任者がこれを行う。

【資料】

- ・資料1 2024年度 事業計画書（案）
- ・資料2 2024年度 正味財産増減予算書（案）
- ・資料3 2024年度 資金調達及び設備投資の見込みについて（案）
- ・資料4 2024年度 借入限度額について（案）